

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち2名が相続）及び被相続人母（申立人らのうち2名が相続）について、被相続人父の南相馬市原町区における居住期間が約60年にわたっていたこと、地域社会との関わり合い、原発事故時に入院していた病院から遠方の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ自宅に帰還できずに逝去したこと等を考慮して、被相続人父の生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として合計70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額）の賠償が認められ、被相続人父が避難区域所在の病院から避難したことを考慮して、被相続人父の過酷避難状況による精神的損害として30万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められ、被相続人母の南相馬市原町区における居住期間が約70年にわたっていたこと、教員時代の教え子との交流等による地域社会との関わり合い等を考慮して、被相続人母の生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として合計70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額）の賠償が認められるなどした事例。

全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1（以下「申立人1」という。）、申立人X2（以下「申立人2」という。）、申立人X3（以下「申立人3」という。）及び申立人X4（以下「申立人4」といい、申立人1ないし申立人4を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らのうち、申立人1及び申立人4は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1(1) 亡A（以下「被相続人1」という。）が平成26年5月〇日に死亡し、亡B（以下「被相続人2」という。）、申立人1及び申立人4が、被相続人1の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人1及び申立人4の知る限り、被相続人2、申立人1及び申立人4が、被相続人1の全相続人であること
- 2(1) 被相続人2が平成29年12月〇日に死亡し、申立人1及び申立人4が、被相続人2の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人1及び申立人4の知る限り、申立人1及び申立人4が、被相続人2の全相続人であること

第2 和解の範囲

被申立人と申立人らは、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを

相互に確認する。

記

1 申立人1の損害

(1) 損害項目 生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）
50万0000円

(2) 損害項目 自主的避難等に係る損害（第五次追補第3）
20万0000円

期 間 自 平成23年 4月23日
至 平成23年12月31日

(3) 損害項目 交通費増加分 18万0000円

期 間 自 平成23年 3月11日
至 平成24年 8月31日

(4) 損害項目 営業損害（逸失利益） 5821万7310円

期 間 自 平成23年 3月11日
至 平成25年12月31日

2 申立人2の損害

(1) 損害項目 生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）
50万0000円

(2) 損害項目 自主的避難等に係る損害（第五次追補第3）
20万0000円

期 間 自 平成23年 4月23日
至 平成23年12月31日

3 申立人3の損害

損害項目 生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）
50万0000円

4 被相続人1の損害

(1) 損害項目 日常生活阻害慰謝料（避難継続） 210万0000円

期 間 自 平成24年 9月 1日
至 平成26年 5月 4日

(2) 損害項目 日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4 指針I）①⑧
による増額分） 195万0000円

期 間 自 平成23年 3月11日
至 平成26年 5月 4日

(3) 損害項目 過酷避難状況による精神的損害（第五次追補第2の1）
30万0000円

期 間 自 平成23年 3月11日
至 平成23年 9月10日

(4) 損害項目 生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）
70万0000円

5 被相続人2の損害

(1) 損害項目 日常生活阻害慰謝料（避難継続） 280万0000円

- 期 間 自 平成24年 9月 1日
至 平成26年12月31日
- (2) 損害項目 日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4 指針I）③⑥
⑧による増額分） 138万0000円
- 期 間 自 平成23年 3月11日
至 平成26年12月31日
- (3) 損害項目 生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）
70万0000円

第3 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害に係る賠償金として合計7022万7310円の支払義務があることを認める。

第4 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2の1(4)記載の営業損害（逸失利益）に関する賠償金として合計4317万8977円を支払済みであることを相互に確認する。

第5 支払方法

（省略）

第6 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年8月6日

（仲介委員 二瓶 茂）